

令和 8 年 8 月 27 日

熊本県医師会

担当理事 殿

公益社団法人 日本医師会

常任理事 小中 俊太郎

（公印省略）

令和 8 年熊本地震の災害に伴う雇用調整助成金の特例措置等について

令和 8 年熊本地震の災害に伴う雇用調整助成金の特例措置につきまして、厚生労働省より公表されております。

雇用調整助成金は、経済上の理由により事業活動の縮小を余儀なくされた事業主が、労働者に対して一時的に休業等又は出向を行い、労働者の雇用の維持を図った場合に、休業手当、賃金等の一部を助成するもので、今回の特例措置は、令和 8 年熊本地震に伴う経済上の理由により休業等又は出向を行う事業主が対象です。

通常は、休業を実施する前に計画届を提出する必要がありますが、今般の特例により、計画届の事後提出が可能となり、提出日が令和 8 年 10 月 27 日までの場合に限り、令和 8 年 7 月 28 日からの休業等が助成対象となります。

また、熊本労働局において、事業主向け助成金等説明会の開催も予定されています。

つきましては別添の通り、被災された会員への周知方お願い申し上げます。

本件に関するお問い合わせ先はハローワーク・労働局となります。

熊本県内のハローワーク一覧

<https://jsite.mhlw.go.jp/kumamoto-roudoukyoku/hw/HW.html>

熊本労働局 「令和 8 年熊本地震の発生に伴う雇用調整助成金の特例措置の施行及び事業主向け助成金等説明会の開催について」

<https://jsite.mhlw.go.jp/kumamoto-roudoukyoku/content/contents/002789064.pdf>

また、本助成金の対象とならない場合でも、「雇用保険の基本手当の特例措置」がございしますので、あわせて周知方お願い申し上げます。

なお、当該資料は厚生労働省のホームページ
(https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/koyou/kyufukin/pageL08_20260820_00001.html) より、ご覧いただけます。

【別添資料】

- ・リーフレット「令和 8 年熊本地震の災害に伴う雇用調整助成金の特例措置を実施します」
- ・ご利用に関する Q&A
- ・令和 8 年熊本地震に係る事業者支援施策説明会
- ・令和 8 年熊本地震に伴う雇用保険の基本手当の特例措置について

以上

令和8年熊本地震の災害に伴う 雇用調整助成金の特例措置を実施します

雇用調整助成金とは、経済上の理由により事業活動の縮小を余儀なくされた事業主が労働者に対して一時的に休業、教育訓練又は出向を行い労働者の雇用の維持を図った場合に、休業手当、賃金等の一部を助成するものです。

特例措置の内容

令和8年熊本地震に伴う経済上の理由により休業、教育訓練又は出向を行う事業主であって休業等の初日が令和8年7月28日から令和9年1月27日までである場合が対象です。

本特例は1年の期間内に実施した休業等が助成の対象です。

ただし上限日数(1年間で100日)に達した場合は、上限日数までが助成対象となります。

※ 例えば週5日勤務の事業所で、週の半分を休業させた場合は、約10か月助成金を受けられます。

全国の事業所を対象とした措置

- 1 令和8年熊本地震に伴う経済上の理由により事業活動を縮小する事業主が対象となります(詳細は裏面)
- 2 生産指標の確認期間を3か月から1か月に短縮します
- 3 最近3か月の雇用量が対前年比で増加していても助成対象とします
- 4 地震発生時に事業所設置後1年未満の事業主も助成対象とします
- 5 計画届の事後提出を可能とします。

熊本県内の事業所のみを対象とした追加措置

- 6 残業相殺のルールを撤廃します(詳細は裏面)
- 7 教育訓練の実施状況に応じて助成率を引き下げるルールを撤廃します(詳細は裏面)

「経済上の理由」について

令和8年熊本地震に伴う「経済上の理由」(経済的な取引関係の悪化・困難等の事情)の具体的なケースは以下のとおりです。

- ① 需要の減少又は風評被害による販売又は集客の困難
- ② 取引先の被災による、原材料や商品等の取引困難
- ③ 交通の途絶による、製品や原材料などの運送、従業員の通勤などの生産及び販売環境の悪化
- ④ 電気、水道及びガス等の供給や通信の途絶又は困難による生産及び販売環境の悪化
- ⑤ 損壊した施設又は設備等の修理業者の手配又は修理部品の調達等に関して災害の影響等により期間を要する場合

なお、**令和8年熊本地震に伴い施設や設備が直接的な被害を受け事業活動を休止・縮小する場合であっても、その休止・縮小が上記①から⑤に掲げる理由を伴うものであれば、「経済上の理由」があるものとして取り扱います。**

残業相殺のルールの撤廃

通常、休業等をさせる一方で所定外労働を行わせた場合は、支給対象となる休業等の延べ日数から、所定外労働時間分を控除することとしていますが今回の特例では、本取扱いを撤廃します。

教育訓練の実施状況に応じて助成率を引き下げるルールを撤廃

通常、支給日数が30日を経過した日以降は、教育訓練の実施率が10%未満の場合に助成率を引き下げることにしていますが今回の特例では、本取扱いを撤廃します。

その他、雇用保険の適用事業所であること等の要件があります。
また、雇用調整助成金を申請した事業主は、提出又は提示した書類の写しその他支給要領に規定する各種書類を、支給決定日の翌日から起算して5年間保存する必要があります。
詳細は雇用調整助成金特設ページのガイドブック等をご確認ください。

雇用調整助成金
特設ページ
>>>



中小企業庁においても、以下のような被災中小企業・小規模事業者への支援措置を実施しています。詳しくは、中小企業庁HPをご参照ください。



- ・ 特別相談窓口の設置
- ・ 災害復旧貸付等の実施
- ・ セーフティネット保証4号の適用
- ・ 既往債務の返済条件緩和等の対応
- ・ 小規模企業共済災害時貸付の適用
- ・ 官公需を含めた中小受託事業者との適正取引に関する配慮要請

中小企業庁HP
>>>



ご利用に関するQ & A

Q1. (全国の事業所が対象)

地震の影響により既に休業していますが、雇用調整助成金のことを知りませんでした。今から届出を提出して間に合いますか？

令和8年10月27日までに休業等実施計画届を提出いただければ
令和8年7月28日からの休業等が助成対象となります。

通常は、休業等の実施前に計画届を提出していただく必要がありますが、今回の特例では、計画届の提出日が令和8年10月27日までの間である場合は、事前に届出があったものとみなしますので、令和8年7月28日以降に開始した休業等に遡って助成金の対象になります。

Q2. 特例を利用する場合、申請様式に変更はありますか。

今回の特例では、生産指標の確認期間の緩和や、熊本県内の事業所のみ残業相殺撤廃等の措置がされます。そのため、**以下の申請様式は通常の申請様式ではなく、特例用の申請様式を利用してください。**

- ・ 様式第1号(2)雇用調整実施事業所の事業活動の状況に関する申出書
 - ・ 様式第5号(1)休業等支給申請書
 - ・ 様式第5号(2)助成額算定書
 - ・ 様式第5号(3)休業・教育訓練実績一覧表
- } **様式第5号(1)～(2)は
熊本県の区域内の事業所のみ**

特例用の申請様式は厚生労働省HPに掲載しています。

Q3. (全国の事業所が対象)

雇用関係助成金ポータルで電子申請をする場合の注意点を教えてください。

雇用関係助成金ポータルで特例を電子申請する場合、上記の様式はポータル上のリンク先から取得するのではなく、厚生労働省HP上に掲載の特例用の様式を利用してください。
また、ポータル上で特例種別を選択する画面では「**特例1**」を選択するようお願いいたします。
詳しくは、令和8年熊本地震特例用雇用調整助成金オンライン申請マニュアルをご確認ください。

Q4. 同一の事業主下において、熊本県内に雇用保険事業所非該当承認を受けた施設がある場合、特例措置の申請の注意点を教えてください。

雇用調整助成金の申請に当たっては、雇用保険事業所非該当承認を受けた施設であっても実態として事業所に準じる機能を果たしていると認められる場合は、雇用保険の適用事業所とみなすことができることとしています。今回の特例においては、

- ・ 生産指標の確認期間の短縮等、全国の事業所に適用される措置
- ・ 残業相殺の撤廃等、熊本県の事業所のみ適用される措置

があり、それぞれ申請様式が異なるため、**熊本県の非該当施設分とそれ以外の地域の施設で明確に区分し、それぞれで申請書類を作成して管轄の都道府県労働局またはハローワークに申請することが必要**になります。

ご利用に関するQ & A

Q5. (全国の事業所が対象)

今回の特例では、生産指標の確認期間が3か月から1か月に短縮されていますが具体的な取扱いを教えてください。

通常、販売量、売上高等の事業活動を示す生産指標の最近3か月間の月平均値が、前年同期と比べ10%以上減少している事業所であることを必要としています。今回の特例では、この比較期間を最近1か月とします。

Q6. (全国の事業所が対象)

今回の特例では、最近3か月の雇用量が対前年比で増加していても助成対象とされていますが、具体的な取扱いを教えてください。

通常、事業所で雇用している労働者及び受け入れている派遣労働者の合計人数の最近3か月の平均値が、前年同期比で5%超かつ6名以上(中小企業事業主の場合は10%超かつ4名以上)増加している場合は助成対象となりませんが、今回の特例では、この要件を撤廃します。

Q7. (全国の事業所が対象)

今回の特例では、地震発生時に事業所設置後1年未満の事業所も助成対象となりますが、生産指標を対前年同期と比較できません。どのように比較すればよいでしょうか。

今回の特例では、令和8年7月28日時点において事業所設置後1年未満の事業所についても助成対象となります。その場合、Q5の生産指標は、地震発生前のいずれかの1か月(雇用保険適用事業所設置後であって労働者を雇用している場合に限る)の数値と比較します。

Q8. 今回の特例では、雇用調整助成金の助成率はいくらになりますか。

休業、教育訓練の助成率等は、
中小企業：2/3 大企業：1/2
教育訓練加算額1,200円ですが、
支給日数30日を超えた判定基礎
期間の次の判定基礎期間から表
の助成率等が適用されます。

教育訓練実施率	中小企業	大企業	教育訓練加算
10%未満	1/2	1/4	1,200円
10%以上 20%未満	2/3	1/2	1,200円
20%以上	2/3	1/2	1,800円

なお、今回の特例で熊本県内の事業所については、表の赤枠部分は適用されず、教育訓練実施率にかかわらず、大企業：1/2 中小企業：2/3が適用されます。

特例用の申請様式や、特例用の雇用調整助成金オンライン申請マニュアル等は、雇用調整助成金特設ページに掲載しています。

雇用調整助成金
特設ページ
> > >



令和8年熊本地震に係る事業者支援施策説明会

内容

事業主の皆さまを対象に、雇用調整助成金の制度内容や
その他中小企業等の支援施策についてわかりやすくご説明します。

事前申込制

参加無料

会場・時間・定員

1

熊本地方合同庁舎
A棟1F 共用会議室

定員 150人

〒860-0047
熊本市西区春日 2-10-1

2

熊本地方合同庁舎
B棟2F 大会議室

定員 150人

〒860-0047
熊本市西区春日 2-10-1

3

ハローワーク宇城
宇城会議室

定員 20人

〒869-0502
宇城市松橋町 松橋 266

4

ハローワーク八代
八代会議室

定員 40人

〒866-0853
八代市清水町 1-34

開催日時

【全17回開催】

※事前申込制です。

開催日の午前・午後はいずれか1回にご参加ください。

※各会場とも駐車場に限りがございます。近隣の有料駐車場もしくは公共交通機関をご利用ください。

1 熊本地方合同庁舎A棟1 F		2 熊本地方合同庁舎B棟2 F		3 ハローワーク宇城		4 ハローワーク八代	
9/8 (火)	10：30～12：00 または 14：00～15：30	9/17 (木)	10：30～12：00 または 14：00～15：30	9/4 (金)	10：30～12：00	9/2 (水)	14：00～15：30
9/9 (水)	10：30～12：00 または 14：00～15：30	9/18 (金)	14：00～15：30	9/7 (月)	10：30～12：00	9/14 (月)	14：00～15：30
		9/25 (金)	10：30～12：00	9/14 (月)	10：30～12：00	9/25 (金)	14：00～15：30
				9/29 (火)	14：00～15：30	9/28 (月)	14：00～15：30
				9/30 (水)	14：00～15：30		

申込方法

右の二次元コードからお申し込みください。
(※定員に達し次第、受付を終了します。)

申込期限:各開催日の4 開庁日前まで

申込の結果は別途メールにてお知らせします。

URL : <https://forms.cloud.microsoft/r/ABAZkvjH3W>

内容に関するお問い合わせ先

熊本労働局 職業対策課 助成金センター

096-312-0086

申込みに関するお問い合わせ先

熊本労働局 職業対策課

096-211-1704

主催

熊本労働局

熊本県

九州経済産業局

ほか

令和8年熊本地震に伴う 雇用保険の基本手当の特別措置について

1 ハローワークに来所できない場合は、「失業の認定日の変更」ができます。

本地震の影響により、指定された失業の認定日にやむを得ず、ハローワークに来所できなかったときは、来所可能な日に失業の認定日を変更することができます。（事前の申し出ややむを得ない理由を証明する書類は不要）

失業の認定日に来所できなかった方は、来所日の前日までの失業認定を一括で行います。

※ やむを得ない場合は、応募等の求職活動実績がなくても支給されます。

2 他のハローワークでも失業認定の手続きができます。

本地震による交通の途絶や遠隔地への避難などにより、居住地を管轄するハローワークに来所できないときは、その他のハローワークで基本手当の受給手続を行うことができます。

※ 受給手続に必要な確認書類がない場合でも手続を行うことができます。

3 「災害時における雇用保険の特別措置」があります。

事業所が本地震により直接被害を受け、一時的に離職した場合に雇用保険の基本手当を受給できる特別措置があります。

※制度利用に当たっての留意事項

本特別措置を利用して、失業給付の支給を受けた方については、雇用保険被保険者資格を取得しても、当該離職前の雇用保険の被保険者であった期間は通算されませんので、制度利用にあたっては、ご留意をお願いします。

詳細な内容や、お困りのことがあれば、ハローワークや労働局にご相談ください。